



# 宮 崎 県 公 報

令和元年8月29日(木曜日) 第34号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

| 目 次                                       | 頁 |
|---|---|
| 告 示                                       |   |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1           |   |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出( “ ” ) 1           |   |
| ○救急病院の辞退……………(医療薬務課) 1                    |   |
| ○有害興行の指定……………(こども家庭課) 1                   |   |
| ○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 2           |   |
| ○土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課) 2             |   |
| ○廃川敷地等の公示……………(河川課) 3                     |   |
| 公 告                                       |   |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 3 |   |
| ○土地改良区の清算人の退任の届出……………(農村整備課) 4            |   |
| ○公共測量の実施の通知……………(管理課) 4                   |   |
| ○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4              |   |
| 公安委員会公告                                   |   |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4               |   |

## 告 示

### 宮崎県告示第 269号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称        | 所 在 地            | 指定年月日    |
|------------|------------------|----------|
| つばき薬局      | 日向市原町1丁目2番地1-102 | 令和元年8月1日 |
| 都北ごとうクリニック | 都城市都北町5734番地1    | 令和元年8月5日 |

### 宮崎県告示第 270号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

| 指定番号  | 種類 | 題 名                | 製作・配給会社名           | 指定年月日     |
|-------|----|--------------------|--------------------|-----------|
| 1年-29 | 映画 | バーズン協奏曲 それゆけ純白パンツ! | 小栗組<br><オーピー映画>    | 令和元年8月20日 |
| 1年-30 | 映画 | 好き好きエロモード 我慢しないで!  | 渡邊(元)組<br><オーピー映画> |           |
| 1年-31 | 映画 | 濡れ絵筆 家庭教師と息子の嫁     | 加藤組<br><オーピー映画>    |           |

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称       | 所 在 地         | 廃止年月日     |
|-----------|---------------|-----------|
| 都北鮫島クリニック | 都城市都北町5734番地1 | 令和元年7月31日 |

### 宮崎県告示第 271号

次の医療機関は、令和元年8月10日付で、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称      | 所 在 地            |
|----------|------------------|
| 日向市立東郷病院 | 日向市東郷町山陰丙1412番地1 |

### 宮崎県告示第 272号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

|       |   |                |                                    |
|-------|---|----------------|------------------------------------|
| 1年-32 | 映画  | 不倫、変態、悶々弔問     | 竹洞組<br>〈オーピー映画〉                    |
| 1年-33 | 映画  | 解放区            | スペースシャワーネットワーク<br>〈スペースシャワーネットワーク〉 |
| 1年-34 | 映画  | 喪服未亡人 危険な戯れ    | 北沢組<br>〈新東宝映画〉                     |
| 1年-35 | 映画  | 性の劇薬           | レオーネ、フューチャーコミックス<br>〈フューチャーコミックス〉  |
| 1年-36 | 映画  | おせんち酒場 君も濡れる街角 | 関根組<br>〈オーピー映画〉                    |
| 1年-37 | 映画  | 風俗図鑑 ヤレない男たち   | 竹洞組<br>〈オーピー映画〉                    |
| 1年-38 | 映画  | 淫美談 アノコノシタタリ   | 角田組<br>〈オーピー映画〉                    |
| 指定理由  | 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。 |                |                                    |

**宮崎県告示第 273号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字長崎甲 844-19、甲 844-20、甲 844-24、甲 844-30、甲 844-64、甲 844-117、甲 849-55、甲 849-132

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 274号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町津屋野字山之田2820-1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 275号**

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 起業者の名称 延岡市

- 2 事業の種類 野口遵記念館建設事業

- 3 起業地

- (1) 収用の部分

宮崎県延岡市本小路及び東本小路地内

- (2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

野口遵記念館建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

延岡市は、「第6次延岡市長期総合計画」で、市民参加型の文化活動を推進するとともに、郷土の先賢の顕彰を進めることとしており、平成30年3月には、「野口遵記念館建設基本構想・基本計画」を策定し、本件事業を実施することとしている。

また、申請事業の実施にあたっては、旭化成株式会社からの寄付金を基に設置した「野口遵記念館建設基金」等により、必要な予算が確保される見込みであり、起業者が本件事業を行う十分な意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

① 本件事業の施行により得られる公共の利益について

既存の「延岡市公会堂野口記念館」（以下、「野口記念館」という。）は、昭和30年に建設され、これまで多くの市民に文化活動や式典等の場として親しまれてきたが、バリアフリー化への対応の遅れや施設の経年劣化及び機能・性能の陳腐化等の状況から、近年の利用率は4割を下廻っている。

本件事業は、延岡城跡や市庁舎及び市民利用型の公共・教養文化施設が集積している「歴史文化ゾーン」において、ユニバーサルデザインに対応した最新施設を整備するもので、成熟した地域社会の形成や市外からの誘客に繋がり、地域の活性化に寄与することが期待される。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地は、そのほとんどが既存の野口記念館の施設、駐車場であるため、近隣住民の生活環境や大気環境等への影響は軽微であると予測されている。

また、希少動物の生息は認められず、本件事業による改変面積も最小限に抑えられていることから、自然環境に対する影響も軽微であると予測されている。

なお、起業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（延岡城内遺跡）に指定されているが、関係機関と協議の上、適切な措置を講じることとしている。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 代替案等の検討について

起業地の選定に当たっては、現施設周辺を含む範囲のうち、3箇所の候補地について、周辺施設との連携、工事施工の難易度、経済性等の条件に基づいて総合的に比較した結果、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。また、収用しようとする土地は、施設の利用者増に伴う駐車場用地など、必要最小限のものである。

④ 比較衡量

上記①～③を総合的に判断した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

既存の野口記念館における舞台機能の低下や、バリアフリー化の遅れといった課題は、部分的な補修や改修では解決が極めて困難であり、今日求められている地方自治体の文化政策や施設整備のあり方を踏まえた結果、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

上記(3)のとおり、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事

業の公益性の発揮のために必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

延岡市教育委員会野口遵記念館建設室

宮崎県告示第276号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 河川の名称

二級河川石崎川水系石崎川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年8月29日

3 廃川敷地等の位置

(1) 宮崎市佐土原町東上那珂字飯塚6256番2地先

(2) 宮崎市佐土原町東上那珂字飯塚6312番1地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

(1) 土地 676.11㎡

(2) 土地 317.38㎡

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川原崎店・小川商店

延岡市川原崎町 257 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成31年4月1日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年8月29日から令和元年9月30日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、千歳・環野土地改良区(小林市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

| 氏名   | 住所            |
|------|---------------|
| 久保雅人 | 小林市南西方8775番地  |
| 畠中正次 | 小林市南西方8405番地  |
| 束田正一 | 小林市南西方8394番地2 |
| 小杉芳弘 | 小林市南西方8421番地  |
| 高橋一生 | 小林市南西方8437番地2 |

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(用地測量、基準点測量)

2 作業地域

児湯郡新富町

3 作業期間

令和元年8月13日から令和元年9月30日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和元年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                  | 開発許可を受けた者の住所及び名称               |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 東諸県郡国富町大字塚原字東原 610番13、610番14及び611番3 | 小林市堤4578番地2 グリーンハウスH棟<br>西原 浩司 |

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項に規定する警備

員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年8月29日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種類     | 警備業務の区分 | 講習の実施日                   | 定員  |
|--------|---------|--------------------------|-----|
| 追加取得講習 | 3号警備業務  | 令和元年12月4日(水)から12月6日(金)まで | 15人 |

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分        | 提出日時   |
|----------------|--|
| 3号警備業務(追加取得講習) | 令和元年9月30日(月)から10月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(9) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(1) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(4) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 種 類    | 警備業務の区分 | 手数料     |
|--------|---------|---------|
| 追加取得講習 | 3号警備業務  | 14,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|